

平成26年度 部局長マネジメント方針

とりい よしひろ
危機管理監 鳥居 嘉弘



仕事に対する基本姿勢

地方自治体における危機管理の対応範囲は、自然災害や大規模な事故等に加え、社会的・人為的な事象へと広がってきており、より幅広い対応がもとめられています。

このため、危機の発生防止に努め、危機が発生した時には、市として速やかに初動体制をとり、適切に対応することで市民の生命、身体及び財産等への被害及び行政運営への支障等を最小限に抑制することを基本姿勢として取り組んでいく所存です。

取り組み方としましては、危機管理の基本的な心得として、平時においても色々な危機事象を想定した中で危機が生じないように予知・予防する事前対応（計画・立案・訓練）と、万一、危機が発生した場合に迅速で果敢な決断力、強い実行力で対処しうる「人を育てる」ことが最重要と確信しています。

そのため危機管理室では、平成26年度には下記の項目を重点課題として取り組みます。

平成26年度に取り組む重点課題

1 平成25年度に整備した危機管理センター並びに防災行政無線を使用した訓練の実施

- ・危機管理センターでの災害対策本部設置訓練の実施
（生駒断層帯地震を想定し、発災から72時間の災害対策本部の動きのロールプレイング訓練）
- ・防災行政無線による住民避難訓練の実施
（災害発生時に避難情報を伝達するための屋外スピーカーを使用して、避難訓練を実施し、住民に実際の災害時と同様の避難行動を行っていただく）
- ・防災情報システムを使用した、地域と協働で行う避難所開設訓練の実施
（防災情報システムは、災害時の避難情報を一元化するシステムであります。実際に、地域の住民の方に避難所に避難していただき、名簿入力補助員として訓練避難者名簿の作成を行う等の訓練を行っていただく）

- ・その他防災活動以外でも使用できる用途の検討
(地域の防犯活動や他の危機事象時での使用方法の検討)

2 東大阪市地域防災計画の見直し

東大阪市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国および大阪府の防災計画に沿って策定しております。この計画は、地域の実情に即した被害を想定し、災害発生時の避難、消火、水防、救難、救助などの具体策のほか、ライフラインの復旧、食料、医薬品、物資の輸送、対策本部の態勢、復興の進め方、防災教育や避難訓練、備蓄計画など、防災に対する総合的な施策が盛り込まれている計画であります。

今年度、南海・東南海トラフ巨大地震に係る大阪府の防災計画の被害想定の見直しに伴い、計画の修正及び防災体制の見直しも同時に行います。また、平成25年度の災害対応での教訓を生かすため、各部局の災害時の防災業務の見直しを行い、リアルタイムに災害の状況を把握し災害に見合った防災体制が取れる組織の構築を行います。

3 地域版ハザードマップ作成業務

地域における防災啓発といたしましては、防災訓練・防災講演会等自主防災組織を中心として、市内各地域におきまして活発に取り組んでいただいている現状であります。近年、異常気象等によるゲリラ豪雨や台風の大型化により、土砂災害や床上浸水等の被害が頻発しております。災害の種別ごとに、ハザードマップを作成しておりますが、地域ごとの詳しい浸水情報まで落とし込んでいるわけではありません。地域の方と、協働して地域の情報を地図に落とし込むことにより、詳細な地域の防災マップを作成し、地域住民の災害時の避難行動に有効に活用できるよう、この防災マップの作成に積極的に取り組んでいきます。

4 治安対策の強化

安全なまちは全ての市民が望むものであり、その実現に向けて、関係機関及び市民ボランティアとの一層の連携を図り、協働による様々な防犯活動や各種広報媒体を活用した防犯広報により、市民の防犯意識の高揚に努めます。また、昨年度から集中的に強化している防犯カメラの増設、自治会や商店街が設置する防犯カメラや防犯灯の補助拡充、地域ボランティアによる青色防犯パトロール活動補助拡充などの諸対策については、関係部局と連携を図りながら、今年度も継続実施していくと共に、大阪府警察等と密接に連携し、効果的な施策を実施してまいります。